

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

- 遺失物法(七三)
- 住民基本台帳法の一部を改正する法律(七四)
- 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律(七五)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律(七六)
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(七七)

〔公 告〕

- 諸事項
- 裁判所
- 破産関係

本号で公布された 法令のあらまし

◇遺失物法(法律第七三号)(警察庁)

1 この法律は、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物の拾得及び返還に係る手続その他その取扱いに必要な事項を定めることとした。

(第一条関係)

2 拾得した物件の警察署長への提出等に係る規定は、動物の愛護及び管理に関する法律第三五条第二項に規定する犬又はねこに該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については適用しないこととした。(第四三条第三項関係)

3 警視総監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という)は、当該道府県警察の警察署長が公告をした物件が貴重な物件であるときは、当該物件の種類及び特徴等の事項を他の警察本部長に通報するとともに、当該道府県警察の警察署長が公告をした物件及び他の警察本部長から通報を受けた物件に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表することとした。(第八八条関係)

4 警察署長は、提出を受けた物件が日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物又はその保管に不当な費用若しくは手数を要するものである場合において、公告の日から二週間以内その遺失者が判明しないときは、これを売却することができることとした。(第九九条第二項関係)

5 警察署長は、提出を受けた物件が滅失し、又は毀損するおそれがある場合等において、売却につき買受人がないとき等は、当該物件について廃棄その他の処分をすることができることとした。(第一〇一条関係)

6 警察署長は、拾得者の同意があるときに限り、遺失者の求めに応じ、拾得者の氏名等を告知することができることとし、その同意をした拾得者の求めに応じ、遺失者の氏名等を告知することができることとした。(第一一条第二項及び第三項関係)

7 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者への返還のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。(第一二一条関係)

8 拾得者から物件の交付を受けた施設占有者は、拾得者の請求があつたときは、交付を受けた物件の種類及び特徴等を記載した書面を交付しなければならぬこととした。(第一四一条関係)

9 施設占有者のうち、その施設を不特定かつ多数の者が利用するものは、物件の交付を受け、又は自ら物件の拾得をしたときは、その施設を利用する者の見やすい場所に当該物件の種類及び特徴等の事項を掲示しなければならないこととした。(第一六一条関係)

10 不特定かつ多数の者が利用する施設の施設占有者のうち、交付を受け、又は自ら拾得をする物件が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができない者(以下「特例施設占有者」という)は、交付を受け、又は自ら拾得をした物件(高価な物件を除く)を遺失者に返還することができない場合において、交付又は拾得の日から二週間以内、当該物件に関する事項を警察署長に届け出たときは、警察署長に当該物件の提出をしないことができることとした。(第一七一条関係)

11 特例施設占有者は、保管物件が日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物又はその保管に不当な費用若しくは手数を要するものである場合において、公告の日から二週間以内その遺失者が判明しないときは、これを売却することができることとした。(第二〇一条第二項関係)

12 特例施設占有者は、提出を受けた物件が滅失し、又は毀損するおそれがある場合等において、売却につき買受人がないとき等は、当該物件について廃棄その他の処分をすることができることとした。(第二二一条関係)

13 都道府県公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、施設占有者に対し、その交付を受け、又は自ら拾得をした物件に関し、報告又は資料の提出を求めることができることとし、また、特例施設占有者に対し、保管物件に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は保管物件の提示を求めることができることとした。(第二五一条関係)

14 個人の身分若しくは地位若しくは一身に專屬する権利を証し、又は個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録等については、民法第二四〇条等にかかわらず所有権を取得することができることとした。(第三五一条関係)

15 所要の罰則規定を整備することとした。(第四一条、第四四一条関係)

16 民法第二四〇条を改正し、所有者が判明しないことにより拾得者が物件の所有権を取得する期間を公告をした後六箇月から公告をした後三箇月に短縮することとした。(附則第三一条関係)

17 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇住民基本台帳法の一部を改正する法律(法律第七四号)(総務省)

1 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事項

- (一) 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、住民基本台帳の一部の写しを当該国又は地方公共団体の機関が指定した職員に閲覧させることを請求することができることとした。(第一一条第一項関係)
- (二) 一の請求は、所定の事項を明らかにしてしなければならないこととした。(第一二一条第二項関係)
- (三) 市町村長は、毎年少なくとも一回、(一)の請求に係る閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く)の状況について公表することとした。(第一三一条第三項関係)

2 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事項

- (一) 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、申出者又はその指定する者に、その活動に必要な限度において、閲覧させることができることとした。(第一一条第二項第一項関係)

(二) 容器包装廃棄物の排出の抑制についての消費者の意識啓発等を図るため、環境大臣は、「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱することができることとし、また、容器包装廃棄物の排出の抑制に資する情報の収集、整理及び提供や容器包装廃棄物の排出量の調査及び公表を行うこととした。(第七条の二及び第七条の三関係)

(三) 事業者の自主的取組を促進するための措置について、次の事項を規定することとした。

(1) 主務大臣は、その事業において容器包装を用いる事業者であつて、政令で定める業種に属する事業者を行うもの(以下「指定容器包装利用事業者」という。)による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために、判断の基準となるべき事項を定めることとした。また、この場合、主務大臣はあらかじめ環境大臣に協議するとともに、環境大臣は必要に応じて、主務大臣に意見を述べることができるとした。(第七条の四関係)

(2) 主務大臣は、判断の基準となるべき事項を勘案して、指定容器包装利用事業者に対する指導及び助言を行うことができることとした。(第七条の五関係)

(3) 指定容器包装利用事業者であつて、その事業において用いる容器包装の量が政令で定める要件に該当するもの(以下「容器包装多量利用事業者」という。)は、毎年度、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況に関し、主務大臣に報告しなければならないこととした。(第七条の六関係)

(4) 主務大臣は、容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況が著しく不十分な容器包装多量利用事業者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告等を行うことができることとした。(第七条の七関係)

(四) 市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、これを公表することとした。(第八条第四項関係)

2 市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人又は認定特定事業者は、その再商品化に現に要した費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額が再商品化に要すると見込まれた費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額を下回るときは、その差額に相当する額のうち、各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して主務省令で定めるところにより算定される額を金銭を、当該各市町村に対して支払わなければならないこととした。(第一〇条の二関係)

3 再商品化の義務を果たさない特定事業者に対する罰金の額の引上げ等所要の規定の整備を図ることとした。(第四六条、第四九条関係)

(一) 基本方針に定める事項に「分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項」を追加することとした。(第三条第二項関係)

4 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、改正後の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(附則第四条関係)

5 この法律は、一部の規定を除き、平成一九年四月一日から施行することとした。

◇就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(法律第七七号)(文部科学省)

1 認定子ども園に関する認定手続等(第三条、第一一条関係)

(一) 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定
1) 幼稚園又は保育所等(以下「施設」という。)の設置者は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る認可その他の処分をする権限に係る事務を都道府県知事の委任を受

けて当該都道府県の教育委員会が行う場合等にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。)の認定を受けることができることとした。

イ 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育に欠ける子どもに対する保育を行うこと。

ロ 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育に欠ける子どもに対する保育を行うほか、保育に欠ける子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和二年法律第二六号)第七八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

ハ 子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

ニ 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

(2) 幼稚園及び保育所等のそれぞれ用に供される建物等が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等(以下「幼保連携施設」という。)の設置者は、その設置する幼保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができることとした。

イ 当該幼保連携施設を構成する幼稚園と保育所等が密接に連携し、一貫した教育及び保育を行うこと。

ロ 子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

ハ 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

(二) 情報の提供等
都道府県知事は、(一)の認定を受けた施設以下「認定子ども園」という。)において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要等についてその周知を図るものとする。こととした。

(三) 名称の使用制限
認定子ども園でないものについて、認定子ども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならないこととした。

(四) 認定の取消し
都道府県知事は、認定子ども園が(一)の認定の要件を欠くに至つたと認めるとき等に該当するときは、その認定を取り消すことができることとした。

2 認定子ども園に関する特例(第一二条、第一五条関係)

(一) 児童福祉法等の特例
(1) (一)の認定を受けた保育所に係る児童福祉法等の規定の特例について定めることとした。

(2) 市町村は、認定子ども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合においては、当該保育所について、その新設等に要する費用を補助することができることとした。

(二) 私立学校振興助成法の特例
認定子ども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人で私立学校振興助成法の規定により補助金の交付を受けるものについては、五年以内に、当該幼稚園が学校法人によつて設置されることを要しないこととした。

3 この法律は、平成一八年一〇月一日から施行することとした。

(指導及び助言)

第七条の五 主務大臣は、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため必要があると認めるときは、指定容器包装利用事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を助言し、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進について必要な指導及び助言をすることができ、

(定期の報告)

第七条の六 指定容器包装利用事業者(特定容器包装利用事業者又は特定包装利用事業者であるものに限る。)であつて、その事業において用いる容器包装の量が政令で定める要件に該当するもの(以下「容器包装多量利用事業者」という。)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第七条の七 主務大臣は、容器包装多量利用事業者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況が第七条の四第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該容器包装多量利用事業者に対し、その判断の根拠を示して、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に必要必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ、

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた容器包装多量利用事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた容器包装多量利用事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴いて、当該容器包装多量利用事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた容器包装多量利用事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日
二 第一条から第三条まで、第五条、第六条、第八条及び第九条の改正規定、第十八条の改正規定(同条第一項の改正規定を除く。)、第四十三条第一項第一号の改正規定(同条第二項の規定による公示、同条第三項)を「同条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)」の規定による公示、同条第三項の規定による報告の受理、同条第四項に改める部分に限る。並びに第四十六条の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 目次の改正規定(第十条)を「第十条の二に改める部分に限る。」、第四章中第十条の次に一条を加える改正規定並びに第十一条、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第三十二条、第三十七条及び第四十四条の改正規定並びに附則第四条の規定 平成二十年四月一日
(定期の報告に関する経過措置)
第二条 この法律による改正後の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「新法」という。第七条の六の規定は、平成十九年度以後の年度に係る容器包装の量及び措置の実施の状況について適用する。
(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第四条 政府は、附則第一条第三号に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

- 財務大臣 谷垣 禎一
- 厚生労働大臣 川崎 二郎
- 農林水産大臣 中川 昭一
- 経済産業大臣 二階 俊博
- 環境大臣 小池百合子
- 内閣総理大臣 小泉純一郎

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成十八年六月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第七十七号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 認定こども園に関する認定手続等(第三条―第十一条)
- 第三章 認定こども園に関する特例(第十二条―第十五条)
- 第四章 罰則(第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもに関する教育及び保育に対する需要が多様なものとなつていくことにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もつて地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
第三条 この法律において「幼稚園」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園をいう。
第四条 この法律において「保育所」とは、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所をいう。
第五条 この法律において「保育所等」とは、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(少数の子どもを対象とするもの)その他の文部科学省令(厚生労働省令で定めるものを除く。)をいう。
第六条 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六十二条に規定する保護者をいう。
第七条 この法律において「子育て支援事業」とは、地域の子どもを養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた地域の子どもに対する保育を行う事業、地域の子どもを養育に関する連絡及び調整を行う事業又は地域の子どもを養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業であつて文部科学省令(厚生労働省令で定めるものをいう。)

第二章 認定こども園に関する認定手続等

(教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等)
第三条 幼稚園又は保育所等(以下「施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の二の規定に基づき都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令(厚生労働省令で定める場合)にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。)の認定を受けることができる。

一 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法第七十九条の規定に基づき幼稚園の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づき教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

二 当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）における同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

四 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。
2 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等（以下「幼保連携施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する幼保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

一 次のいずれかに該当する施設であること。
イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
ロ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
三 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

3 都道府県知事は、当該都道府県が設置する施設のうち、第一項各号又は前項各号に掲げる要件に適合しているものと認めるものについては、これを公示するものとする。
（認定の申請）

第四条 前条第一項又は第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 施設の名称及び所在地
三 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）
四 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）

五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項
2 前条第二項の認定に係る前項の申請については、幼保連携施設を構成する幼稚園の設置者と保育所等の設置者とが異なる場合には、これらの者が共同して行わなければならない。

（認定の有効期間）
第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申請書の提出があつたときは、都道府県知事は、第三条第一項第二号に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし、当該保育所において児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児以外の満三歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該幼児の保育に支障が生じ生じおそれがあると認められる場合を除き、認定の有効期間を更新しなければならない。
（認定ごとも園に係る情報の提供等）

第六条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、当該認定を受けた施設において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要（当該施設において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要をいう。次条第一項において同じ。）についてその周知を図るものとする。第三条第三項の規定による公示を行う場合も、同様とする。

2 認定ごとも園（第三条第一項又は第二項の認定を受けた施設及び同条第三項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。）の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定ごとも園である旨の表示をしなければならない。
（変更の届出）

第七条 認定ごとも園の設置者（都道府県を除く。次条及び第十条第一項において同じ。）は、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要として前条第一項の規定により周知された事項の変更（文部科学省令・厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、前条第一項に規定する方法により、同項に規定する者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。都道府県が設置する認定ごとも園について前項に規定する変更を行う場合も、同様とする。
（報告の徴収等）

第八条 認定ごとも園の設置者は、毎年、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、認定ごとも園の適正な運営を確保するため必要があるときは、その設置者に対し、認定ごとも園の運営に関し必要な報告を求めることができる。
（名称の使用制限）

第九条 何人も、認定ごとも園でないものについて、認定ごとも園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。
（認定の取消し）

第十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定ごとも園の認定を取り消すことができる。
一 第三条第一項又は第二項の認定を受けた認定ごとも園がそれぞれ同条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件を欠くに至つたと認めるとき。

二 認定ごとも園の設置者が第六条第二項の規定による表示をしていないと認めるとき。
三 認定ごとも園の設置者が第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
四 認定ごとも園の設置者が第八条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 認定ごとも園である保育所又は認定ごとも園である幼保連携施設を構成する保育所（都道府県及び市町村以外の者が設置するものに限る。以下「私立認定保育所」という。）の設置者が第十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、同条第六項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は同条第七項の規定による命令に従わな

六 認定こども園の設置者が不正の手段により第三項第一項又は第二項の認定を受けたとき、
 七 その他認定こども園の設置者が学校教育法、児童福祉法、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）若しくは私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき、
 八 都道府県知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。
 九 都道府県知事は、当該都道府県が設置する認定こども園が第三項第一項各号又は第二項各号に掲げる要件を欠くに至つたと認めるときは、同条第三項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならない。

（関係機関の連携の確保）

第十一条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の規定により認定を行おうとするとき及び前条第一項の規定により認定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、学校教育法又は児童福祉法の規定により当該認定又は取消しに係る施設の設置又は運営に関して認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関（当該都道府県知事である場合を除く。）に協議しなければならない。

2 地方公共団体の長及び教育委員会は、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

第三章 認定こども園に関する特例

（学校教育法の特例）

第十二条 認定こども園である幼稚園又は認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園に係る学校教育法第七十八条、第七十九条並びに第八十一条第三項及び第四項の規定の適用については、同法第七十八条中「努めなければならない」とあるのは「努めるとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する子育て支援事業（以下単に「子育て支援事業」という。）を行うものとする」と、同法第七十九条中「保育内容」とあるのは「保育内容（子育て支援事業を含む。）」と、同法第八十一条第三項及び第四項中「園務」とあるのは「園務（子育て支援事業を含む。）」とする。

第十三条 第三条第一項の認定を受けた市町村が設置する保育所又は同項各号に掲げる要件に適合しているものとして同条第三項の規定による公示がされた都道府県が設置する保育所に係る児童福祉法第二十四条第三項の規定の適用については、同項中「すべて」とあるのは「すべて及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第四条第一項第四号に掲げる数の同号に規定する子ども」と、「児童を」とあるのは「当該申込書に係る児童及び当該子どもを厚生労働省令の定めるところにより」とする。

2 私立認定保育所に係る児童福祉法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十四条第二項	市町村に提出しなければならない	（入所を希望する私立認定保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）以下「就学前保育等推進法」という。）第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。）に提出するものとし、当該私立認定保育所はこれを市町村に送付しなければならない。
----------	-----------------	---

第二十四条第三項	保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる	市町村は、当該申込書に係る児童が前項に規定する児童に該当すると認めるときは、当該私立認定保育所に對し、その旨を通知するとともに、当該申込書を送付しなければならない
第四十六条の二	都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育の実施の権限及び第二十四条の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会からこの法律の規定に基づく委託又は保育の実施等のための委託）	第二十四条第二項の規定による通知
第五十一条第四号	保育費用	当該通知に係る児童の入所
第五十六条第八項	本人又はその扶養義務者	保育料額の算定
第五十六条第八項	第一項の規定による負担能力の規定に第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第五項の規定による費用の支払の命令	保育の実施に係る児童の保護者

公 告

事 項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

- 平成18年(フ)第768号 埼玉県上尾市日の出1丁目1番22号 コスモ 上尾パークサイドプラザエニユー107 債務者 田原 晴三 1 決定年月日時 平成18年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。 4 免責意見申述期間 平成18年7月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 平成18年(フ)第777号 埼玉県加須市富士見町6番31号 債務者 杉山 ヲキ(旧姓久保) 1 決定年月日時 平成18年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。 4 免責意見申述期間 平成18年7月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 平成18年(フ)第792号 埼玉県川口市大字道合1080番地 債務者 矢作紀久雄 1 決定年月日時 平成18年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。 4 免責意見申述期間 平成18年7月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 平成18年(フ)第798号 埼玉県鴻巣市逆川1丁目7番29号 債務者 井野口隆之 1 決定年月日時 平成18年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。 4 免責意見申述期間 平成18年7月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 平成18年(フ)第799号 埼玉県鴻巣市逆川1丁目7番29号 債務者 井野口隆之 1 決定年月日時 平成18年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。 4 免責意見申述期間 平成18年7月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 平成18年(フ)第807号 さいたま市緑区大字大門2868番地20 アルカ サールアイダ8-101、旧住所埼玉県ヶ谷市本町1丁目9番21-608号 債務者 中本 晴夫 1 決定年月日時 平成18年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。 4 免責意見申述期間 平成18年7月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 平成18年(フ)第927号 さいたま市緑区大字大門2868番地20 アルカ サールアイダ8-101、住民票上の住所埼玉県ヶ谷市本町1丁目9番21-608号 債務者 中本 悦代 1 決定年月日時 平成18年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。 4 免責意見申述期間 平成18年7月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

3 私立認定保育所の設置者は、厚生労働省令の定めるところにより、前項の規定により読み替えられた児童福祉法第二十四条第二項の規定による通知に係る児童(同法第四条第一項に規定する児童をいう。以下同じ。)の当該私立認定保育所への入所の状況を市町村の長に対して報告しなければならない。

4 私立認定保育所の保育費用(児童福祉法第五十条第六号の二に規定する保育費用をいう。以下同じ。)については、同法第五十六条第三項の規定は、適用しない。この場合において、第二項の規定により読み替えられた同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に係る児童の保護者は、保育料として当該私立認定保育所の設置者が定める額を当該私立認定保育所に支払わなければならない。

5 前項の保育料の額は、同項の保育費用を勘案し、かつ、当該保護者の家計に与える影響を考慮して当該児童の年齢等に応じて定めなければならない。

6 私立認定保育所の設置者は、第四項の保育料の額を定めたときは、これを当該私立認定保育所が所在する市町村の長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

7 市町村の長は、前項の規定により届け出られた保育料の額が、第五項の規定に適合しないと認めるときは、その変更を命ずることができる。

8 第二項の規定により読み替えられた児童福祉法第二十四条第二項の申込書に係る児童に対する母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第二十八条及び児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第十三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「市町村は」とあるのは、「就学前の子」とし、「保育所」とあるのは、「当該私立認定保育所」とする。

第十四条 認定こども園である幼児連携施設を構成する幼稚園及び保育所が同一の学校法人(私立学校法第三条に規定する学校法人をいう。)である場合における当該保育所に係る児童福祉法第五十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「社会福祉法人」とあるのは、「社会福祉法人又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人」と、同項第一号中「社会福祉法人」とあるのは「社会福祉法人、私立学校法第三条に規定する学校法人」とする。

(私立学校振興助成法の特例) 第十五条 認定こども園である幼児連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人(社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)で私立学校振興助成法附則第二条第一項の規定に基づき同法第九条又は第十条の規定により補助金(当該幼稚園に係るものに限る。)の交付を受けるものについては、同法附則第二条第五項の規定は、適用しない。

第四章 罰則 第十六条 第九条の規定に違反した者は、これを三十万円以下の罰金に処する。 附則 (施行期日) 1 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。 (名称の使用制限に関する経過措置) 2 この法律の施行の際現に認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。 (検討) 3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

文部科学大臣 小坂 憲次
厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎